

競争的研究資金制度改革について【概要】

平成 15 年 4 月 21 日

競争的研究資金制度改革の必要性

第 2 期科学技術基本計画期間中に倍増(3000 億円 6000 億円)を目指すとされているが、併せて、競争的研究資金の効果を最大限に発揮させるための制度改革が必要。

米国においては、独立した配分機関が多数のプログラムオフィサーを擁し、公正で透明性の高い評価に基づく配分を実施。また、大学等では競争的研究資金の獲得と成果を給与・人事システムに反映させ、競争的な環境を形成。

日本の制度の多くは、研究者の経歴、業績重視の審査により、配分実績も 50 歳台を中心とする分布、一部の実績ある研究者への過度の集中といった傾向。加えて、我が国の大学等研究機関は、競争的研究資金の獲得が、必ずしも研究者の処遇に反映されない、若手研究者の独立性が低い、等の問題を有している。

以上のような実態を踏まえ、競争的研究資金制度改革を、大学改革、研究者のキャリアパスの再構築と一体的に取り組み、科学技術分野の構造改革を推進する。

具体的な対応策

1. 競争的な研究開発環境を実現するための制度的枠組みの構築

(競争的研究資金獲得に対するインセンティブの向上)

研究者の責任と権限で、研究実施に必要なかつ適切な研究従事者を雇用できるよう、各制度及び研究機関が措置。

研究機関へのインセンティブとして、直接経費に対し 30%の間接経費を実現。

(研究機関による適切なマネジメント体制の構築)

所属する研究者の実施する研究に係る経費は、研究機関が、その業務として申請、交付を受け、直接に責任を負って補助金を管理。

研究機関は研究者のエフォート（研究、教育、管理運営等の業務に従事する時間配分）を管理し、研究者が当該研究課題に割く時間と研究場所を確保できるよう措置。

（研究者の一層の競争促進による研究の質の向上）

研究者の自由な発想に基づく研究の推進を目的とする制度は、競争促進の観点から、それぞれの制度の目的を踏まえ、できるだけ多くの研究者がその所属（大学、公的研究機関、民間企業等）を問わず応募できるよう措置することを検討。

2．若手研究者の活性化に向けた制度整備

（研究実績よりも研究計画の内容を重視した審査への転換）

研究者の経歴や業績ではなく、研究計画の内容を重視して審査し、併せて中間評価及び事後評価体制を整備。

（「研究者」を育てる制度への転換）

若手研究者向け競争的研究資金を拡充し、単純な年齢による判別だけではなく、研究経歴による応募資格等を検討。

（研究者のキャリアパスの再構築）

特に若手研究者を中心に、広く任期付任用（米国でのテニュアトラック）を導入し、競争的研究資金の獲得を業績評価の主要な項目の一つとして位置付ける。

3．プログラムオフィサー（PO）、プログラムディレクタ - （PD）による一元的管理・評価体制の整備

（PO・PDの役割の明確化）

各制度はPO・PDが以下の基本的な役割を担うことを踏まえ、PO・PDを適切に位置付ける。

POの役割（例）： 評価者の選任、採択課題候補（案）の作成

PDの役割（例）： プログラムの方針決定等の全体的マネジメント

（PD会議の設置）

総合科学技術会議のイニシアチブにより、各配分機関のPDで構成される会議を設置し、制度間の調整等、我が国の競争的研究資金全体の有機的な運用を強化。

4 . 競争的研究資金の効率的・弾力的運用のための体制整備

(年度間繰越及び年複数回申請)

研究費交付時期の一層の早期化、繰越明許による予算の年度間繰越を実現。

年複数回の申請書の受理を検討。独立行政法人では、運営費交付金制度を活用し、早期に実現。

(電子システム化とデータベースの拡充)

各制度の電子システム化(申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等)及び政府研究開発データベースとの連携を、平成 17 年を目途に実現。

5 . 独立した配分機関 (Funding Agency) 体制の構築

本省が運用する制度については、その規模や実態を踏まえ、独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討。

その際、「独立行政法人」であるが故に、直ちに予算上の制約が課されることのないように配慮。

6 . 競争的研究資金制度改革と関連する改革 - 大学改革 -

(競争的な給与・人事システムの構築)

国立大学の法人への移行後、各大学は、競争的研究資金も含め、外部資金獲得やその成果を研究者の業績として適切に反映する給与・人事システムを積極的に導入。

(研究と教育の区分)

研究と教育の 2 つの機能を両立していくために、教職員のエフォート管理、予算・経費の面で「研究」と「教育」を明確に区分。

. 競争的研究資金制度間の連携と制度改革のフォローアップ

総合科学技術会議は、政府全体としての競争的研究資金制度間の連携を図るため、全体調整とともに、制度改革の実施状況のフォローアップを実施。